○国土交通省告示第千百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

射場ヶ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和五十六年建設省告示第千三百三十九号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県西条市洲之内字射場ヶ谷

乙七七番一　一号から四号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から九号までを順次結んだ線及び標柱五号と九号を昭和五十六年建設省告示第千三百三十九号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県西条市洲之内字射場ヶ谷

乙七八番二　五号から七号まで

乙七九番一　八号及び九号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十号から十三号までを順次結んだ線及び標柱十号と十三号を昭和五十六年建設省告示第千三百三十九号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県西条市洲之内字射場ヶ谷

乙七七番一　一号から四号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から九号までを順次結んだ線及び標柱五号と九号を昭和五十六年建設省告示第千三百三十九号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県西条市洲之内字射場ヶ谷

乙七八番二　五号から七号まで

乙七九番一　八号及び九号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十号から十三号までを順次結んだ線及び標柱十号と十三号を昭和五十六年建設省告示第千三百三十九号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県西条市洲之内字射場ヶ谷

乙八〇番一　十号から十三号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

こうら川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県今治市波方町波方字かうら

乙六三三番一及び乙六三三番二

乙六三四番一及び乙六三四番二

乙六三五番一及び乙六三五番二

乙六三六番

乙六三八番一及び乙六三八番二

乙六三九番から乙六四五番まで

乙六四七番

乙六五〇番から乙六五五番まで

乙六五八番から乙六六〇番まで

乙六六二番

乙六六五番一及び乙六六五番二

乙六六六番一及び乙六六六番二

乙六六七番一及び乙六六七番二

乙六六八番一及び乙六六八番二

乙六七〇番一及び乙六七〇番二

乙六七一番一及び乙六七一番二

乙六七二番一及び乙六七二番二

乙六七三番及び乙六七四番

乙六七五番一及び乙六七五番二

乙六七六番

乙六七七番一及び乙六七七番二

乙六七八番一から乙六七八番三まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

国道川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県今治市伯方町有津

字矢見畑　甲一一三六番　一号

甲一一一七番　八号

甲一一一八番　七号

甲一一三五番　九号

字矢取畠　甲一一五八番　二号

甲一一六〇番　三号

字北浦道　乙一七九番　四号から六号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

富岡川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十六年建設省告示第千五百七十七号で指定した同号二十二に掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県伊予市双海町大久保

字トミヲカ

甲四八番一

甲四八九番

甲四九一番

甲四九二番

甲四九三番一及び甲四九三番二

甲四九五番三

甲四九六番一

甲四九七番一

甲四九八番四及び甲四九八番五

乙三一三番

乙三一四番

乙三一五番一

乙三一六番

乙三一七番

乙三二〇番

乙三二一番

乙三二二番

乙三二三番

乙三二四番一及び乙三二四番二

乙三三二番

乙三三三番

乙三三五番四

乙三三七番七

乙三三四番

乙三三五番

乙三三六番

乙三三七番

乙三三八番

乙三三九番

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平吾谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第千二百十四号で指定した土地の区域及び昭和四十六年建設省告示第千五百七十七号で指定した同号三十に掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県西予市宇和町明間

七七三番二　一号

一四二〇番　二号及び十号

一四一〇番　三号、四号、八号及び九号

一三三五番　五号

一三三七番　六号

一三三九番　七号

七七三番一　十一号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中尾田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県西予市城川町下相

五三二番一　一号

五九九番　二号

六一一番一　三号及び四号

五九二番一　五号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堂ノ奥川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

愛媛県宇和島市三間町黒井地

三一一九四番

三一一九五番

三一一九六番

三一一九七番

三一一九八番

三一一九九番

三二〇〇番

三二〇一番

三二〇二番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県宇和島市三間町黒井地

二〇〇五三番　一号から五号まで

二〇〇四四番　六号及び七号

二〇〇五一番　八号及び九号

二〇〇五〇番　十号

三二〇〇三番　十一号から十三号まで

三一一九四番　十四号

三一一九三番　十五号及び十六号

三一一九二番　十七号

三一一九〇番一　十八号

八　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ハタ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県南宇和郡愛南町須ノ川

九五六番一から九五六番三まで

九五八番一及び九五八番二

九五九番

九六〇番一及び九六〇番三

九六一番一及び九六一番二

九六三番一及び九六三番二

九六四番一及び九六四番二